

(写)

木更津市公告第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、プロポーザル随意契約を次のとおり実施する。

令和5年3月29日

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託
- (2) 委託対象施設 木更津市学校給食センター
- (3) 委託業務場所 木更津市潮見二丁目13番地1
- (4) 業務履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 委託概要 (2)に掲げる施設における施設改修・修繕業務、引継ぎ等業務、運営業務及び維持管理業務

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

本業務委託に応募する事業者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本業務委託の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む単独企業または複数の企業のグループにより構成されるものとする。

イ その他、必要に応じ、本業務委託に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

ウ 応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

カ 構成員が上項アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

キ 応募者の構成員は、実施する業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本業務委託を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 令和5年3月29日時点で木更津市入札参加資格名簿（委託）に登録されており、契約締結まで引き続き登録されていること。

※入札参加資格者名簿への登録については、随時申請を受け付けているが、申請時期に

より登載日が異なる。本業務委託に参加を希望する者は令和5年8月1日時点で資格者名簿に登載されており、契約締結まで引き続き登録されていること。

※上項のア及びイに該当する者で、令和5年8月1日時点で資格者名簿に登載されていない場合にも、入札参加資格と同等の要件を有していると認められた場合は参加資格要件を満たすものとする。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

エ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運營業務を実施する場合、全ての企業がaの要件を満たし、かつ少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。

a HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。 ※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の運営実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

b 過去10年以内に、3,000食/日規模のドライシステムの学校給食センター又は3,000食/日規模のドライシステムの調理施設（民間施設も含む）において、元請けとしての調理業務の実績を有していること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始決定がなされている者。

エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

キ 資格確認申請書類の提出期限から受注者決定までの間、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領（昭和61年3月14日施行）に基づく指名停止措置又は、木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者。

ク 本業務委託の支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本業務委託の支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社長大（東京都中央区日本橋牡蛎殻町1-20-4）

(4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、応募者が上項(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員が上項(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

3 参加資格の確認等

参加を希望する者は、木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託受託者募集要領（以下「募集要領」という。）6(2)の「参加資格確認申請書類」を次のとおり持参により1部提出し、参加の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和5年4月28日（金）午前9時から令和5年5月17日（水）午後5時までの執務時間中とする。

(2) 申請場所 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市教育委員会教育部教育総務課

(3) 申請用紙

申請用紙は、公告日から申請期限までの間、木更津市ホームページからダウンロードすること。

(4) 提出された資格確認申請書は、原則として公表せず、また無断で使用することはしないものとする。

4 設計図書等の縦覧及び現地見学会

希望者に対して、本委託に係る図面及び施設一覧表（以下「設計図書等」という）の縦覧及び現地見学会を次のとおり行なう。

なお、申し込みについては、「設計図書等の縦覧及び現地施設見学会申込書」（様式5）に必要事項を記入し、募集要領2（1）契約事務・事業担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。

申し込みのあった希望者に対しては、調整のうえ指定日時を通知する。

(1) 期 間：令和5年3月29日（水）から5月30日（火）まで。

（市の休日を除く午後1時から午後5時まで）

(2) 場 所：木更津市学校給食センター（木更津市潮見二丁目13番地1）

(3) 日 時：申し込み状況に応じて決定し、電子メールで通知する。

(4) 参加人数：希望ごとの参加人数は原則、5人までとする。

(5) その他

・縦覧に供する設計図書等の貸出し及びコピーサービスは行なわない。

（ただし、資料の撮影は許可するが、本業務委託への応募目的に限る。）

・施設見学は4時間以内とする。

・また、施設内の見学には、事前の細菌検査が陰性判定であること、白衣及び内履きを着用することを要する。

5 技術提案書の提出

参加資格確認申請書を提出した者（以下「提案参加者」という。）は、募集要領に基づき、次により、技術提案書を提出する。

- (1) 提出期間 令和5年6月2日（金）、午後5時までの執務時間中とする。
- (2) 提出場所 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市教育委員会教育部教育総務課
- (3) 提出書類 募集要領に示す書類
- (4) 見積価格 金1,378,100,000円に消費税及び地方消費税を加算した額とする。なお、提出する委託見積価格（5ヵ年）は上記金額以下とする。

6 技術提案書のヒアリング等

技術提案書のヒアリング等については、次により行なう。なお、ヒアリングに先立ち、技術提案書の事前審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング対象者を限定することがある。

- (1) ヒアリング日時 令和5年6月23日（金）
- (2) ヒアリング場所 別途指示する場所

7 失格要件

次の要件に一つでも該当するものがある場合は失格となります。

- (1) 提出書類が、募集要領の提出方法に適合しない場合。
- (2) 提出書類が、本公告及び募集要領に示された条件に適合しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 他の応募者のプレゼンテーション・ヒアリングを参観又は聴講した者。
- (5) プレゼンテーション・ヒアリング時に、応募者以外の者が出席した場合。
- (6) 参加資格審査の結果通知により、参加資格があると認められた者が、本業務委託にかかる契約締結までの間に指名停止措置等を受けた場合。又は、本公告及び実施要領及び提出書類の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (7) その他本公告及び実施要領、募集要領に違反するなど、不適格と認めた場合。

8 受託予定者の選定方法

木更津市学校給食センター維持管理運営包括業務委託評価基準による。

9 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、木更津市財務規則第146条第1項の規定により、契約金額の10分の1以上とする。
- (2) 木更津市財務規則第146条第3項の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

10 前金払い及び中間前金払い

- (1) 前金払い及び中間前金払いについては、実施しない。
- (2) 業務委託料のうち維持管理及び運営業務区分の支払いは、固定料金分・変動料金分ともに四半期ごとの支払いとし、端数は各年の第一四半期に調整を行なう。